

憲法改正論議

～国の根幹、変えるべきか変えざるべきか～

～目次～

0. はじめに

1. 憲法改正とは

2. 改正の論点と各主張

3. 議論点

4. 参考文献・資料

0. はじめに

2012 年 12 月に発足した第二次安倍政権は、「アベノミクス」に代表される経済政策をはじめとして国民の支持を集めた。翌年 7 月の参院選でも大勝した同政権は、衆参議院における「ねじれ」を解消することに成功、いよいよ長期政権の様相を呈してきた。安定した政権運営が可能となった今、安倍首相が先頭に立って取り組まんとする課題が、この「憲法改正」である。改正を目指すにあたり「日本国憲法改正草案」(2012)を発表した自民党¹や、改正に意欲を見せる日本維新の会やみんなの党らが「改憲派」と位置付けられる一方で、改正に断固反対する共産党や社民党らは「護憲派」の論陣を形成している。

我が国のあり方を定めている日本国憲法。この改正に関する議論は、現代日本政治における一大テーマである。今回は、近年活発化する「憲法改正論議」に焦点を当てていく。なぜ、改正する必要があるのか。改正するとするならば、具体的にどの部分に手を加えるのか。改正しないとして、現行の日本国憲法を維持する必要性は何か。以上のような論点で議論する中で、日本における憲法のあり方について模索していただきたいと思う。

1. 憲法改正とは

憲法改正とは、「成文憲法に修正・追加・削除などの変更を加えること(大辞林 第三版)」である。改正を行う場合は、適正な改正手続きを経なければならない(図 1 参照)。

日本国憲法の改正については、同第 96 条でこれを定めている。

¹ そもそも、自民党は 1955 年の結党以来「自主憲法制定」を党是として掲げており、歴代政権はアピールの強弱はあるものの憲法改正を訴え続けている。

日本国憲法第96条

第1項 この憲法の改正は、各議員の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票²又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

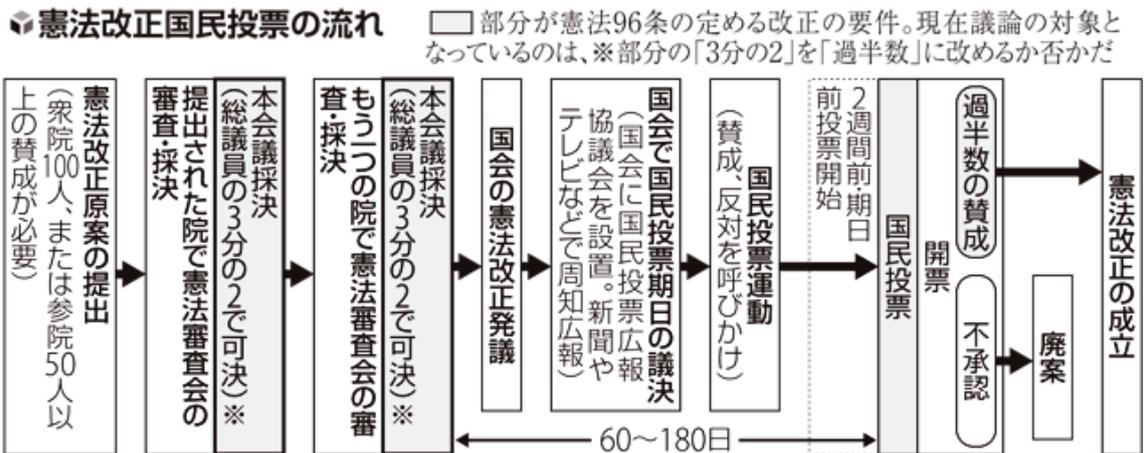
第2項 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

上記の通り、日本国憲法は厳格な改正要件を必要としていることがわかる。その厳格性は、「両議院の過半数」の賛成で充足する通常法律案の成立要件と比べれば明らかである。

日本国憲法第59条(第2~4項は省略)

第1項 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

図1 日本国憲法改正手続き (読売新聞より引用)



2. 改正の論点と各主張

日本国憲法の改正をめぐる論点は数多く存在するが、ここではその中でも主要なものを取り上げる。

2-1.9条と自衛隊

日本国憲法第9条

第1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

² 憲法改正時の国民投票については、2007年公布の「日本国憲法の改正手続きに関する法律(国民投票法)」で別途これを定めている。

前記の通り、日本国憲法第 9 条は戦争放棄と戦力の不保持を規定している。しかしその一方で、GHQ の意向で再建された軍事力である自衛隊が存在している。

日本占領の期間内で、1947 年頃から、米国の対日政策が初期の「武装解除・再武装阻止」「民主化の促進」に重点を置いた方針から、「経済復興」「限定的再軍備」の方針に変換したからである。そこで自民党ら保守的論客は、現在の憲法第 9 条と自衛隊の存在の間の矛盾を解決するために、戦争放棄を定めた 9 条 1 項の平和主義の理念は守りながら、9 条 2 項を改正して戦力の保持を認めるべきと主張してきた。

また、2001 年にアメリカ同時多発テロが発生すると、テロ戦争で流動化した現在の国際情勢においては、テログループなどを対象とした国防・治安維持を想定に入れる必要があり、第二次大戦当時の大国の事情で作られた 9 条はもはや現状にそぐわない時代遅れの事項である、との意見も出るようになった。さらに 2002 年には、小泉首相の北朝鮮訪問によって、過去に北朝鮮が日本人の拉致を行ってきた事実を認めた事が明らかになると、日本が 9 条（平和主義）を掲げていても他国がこれを無視して日本の国民の生命を脅かす行為を防ぐ事は出来ないとする意見が高まり、9 条改正論への追い風となった。

○9 条改正に関わる各主張

・賛成

自民党 「日本国憲法改正草案」にて集団的自衛権、国防軍の保持について明記
「平和主義を継承するとともに、自衛権を明記し、国防軍の保持を規定」
「領土の保全等の規定を新設」（ともに「日本国憲法改正草案 Q&A」より）

日本維新の会 「9 条を堅持すると日本の安全保障上、大問題が生じる」
（橋本徹代表の発言より）

みんなの党 「わが国を防衛し、また、国際平和に貢献するため、自衛権の行使の範囲や
限界等を法律により明確化する」（「みんなの政策 2013」より）

・反対

共産党 「9 条を改定すれば、日本が海外で戦争する国に変えられてしまう」
「9 条を生かした平和外交でアジアと世界の平和に貢献するため、ASEAN 諸国で採用されている平和的安全保障の考え方を取り入れるべき」
（「2013 年参議院選挙各分野政策」より）

社民党 「9 条改正は、自衛隊を米軍と一体となって海外で武力行使ができる「本物の軍隊」とし、日本を戦前と同じ国に戻すことに他ならない」

「9条（平和主義）の改正は、憲法改正手続きにおける限界を超えるものであって許されない」

（自民党「日本国憲法改正草案」全文批判（案）より）

九条の会³ 「9条改正は、日本国憲法が実現しようとしてきた武力によらない紛争解決をめざす国の在り方を根本的に転換し、軍事優先の国家へ向かう道を歩むものである」

「9条を外交の基本とした平和的外交によって紛争を解決すべき」

（ともに「九条の会アピール」より）

図2 衆院憲法審査会で示された9条に対する各党の姿勢⁴（東京新聞より引用）

衆院憲法審査会で示された 9条に対する各党の姿勢	
自民	▶ 国を守る組織の名称や権限を明記すべきだ。党の改憲草案では、集団的自衛権を含む自衛権を制約なく行使できるようにした
民主	▶ 党綱領で「専守防衛原則の下、自衛力を着実に整備して国民の生命・財産、領土・領海を守る」との考えを示している
維新	▶ 第2章を「戦争の放棄」ではなく、「安全保障」や「平和と安全の追求」に変更し、自衛のための戦力保持などを明確化する
公明	▶ 現行規定を堅持すべきだとの姿勢を覆す議論には至っていない。集団的自衛権の行使は認めるべきではないとの意見が党内で大勢だ
みんな	▶ 国を取り巻く環境が変化する中、再考が求められる。集団的自衛権は保有する前提で、自衛隊は明確化する
共産	▶ 9条は、日本が世界平和のさきがけになるという国際公約。在日米軍基地問題など9条を踏み破る現実の徹底検証が必要だ
生活	▶ 9条は国内のみならず、アジア諸国など周囲の国際情勢にも影響を与える。自衛隊の存在基盤や集団的自衛権の行使は議論する必要がある

2-2. 96条

1で述べたように、日本国憲法96条はその改正における厳格な要件を規定している。このように、通常の法律案よりも成立要件が加重されている憲法を「硬性憲法」と呼ぶ。日本のほか、アメリカやドイツ・フランスなどのヨーロッパ諸国における憲法が硬性憲法として挙げられるが、制定以来一度も改正が行われていないのは日本だけである（図3参照）。そこで、96条の条件緩和をすべきとの意見が出るようになった。

³ 2004年に設立された、護憲派の知識人・文化人9人で結成された会。井上ひさし氏や加藤周一氏、大江健三郎氏などの著名人が呼びかけ人として名を連ねた。

⁴ 9条改正に反対する社民党について載っていないのは、同党の会派は審査会に委員がいないためである。

図3 各国の主な憲法改正手続きと戦後の改正回数（東京新聞より引用）

国名	主な改正手続き	戦後の改正回数
日本	各院の2/3以上の賛成 ▶ 国民投票（過半数の賛成）	0回
米国	各院の2/3以上の賛成 ▶ 3/4以上の州議会の承認	6回
フランス	各院の過半数の賛成 ▶ 両院合同会議で3/5以上の賛成（※ほかに国民投票を経る手続きもあり）	27回
ドイツ	連邦議会の2/3以上の賛成 ▶ 連邦参議院の2/3以上の賛成	59回
イタリア	各院の過半数の賛成 ▶ （3カ月以上経過後に）各院の2/3以上の賛成（※ほかに国民投票を経る手続きもあり）	16回
カナダ	各院の過半数の賛成 ▶ 2/3以上の州議会の承認	19回
デンマーク	国会の過半数の賛成 ▶ 総選挙 ▶ 国会の過半数の賛成 ▶ 国民投票（投票総数の過半数かつ有権者総数の4割を超える賛成）	1回
韓国	国会の2/3以上の賛成 ▶ 国民投票（有権者の過半数の投票かつ投票総数の過半数の賛成）	9回

衆院法制局の資料などをもとに作成

○96条改正に関わる各主張

・賛成

自民党 「3分の2の発議要件はハードルが高すぎる。どちらかの院の3分の1以上の反対で発議が出来ず、国民の憲法関与が妨げられている」（船田元氏の発言より）

日本維新の会 「発議のハードルを下げて、国民に判断の機会を作る必要がある」（坂本祐之輔氏の発言より）

「憲法改正発議要件を3分の2から2分の1に」（「維新八策」より）

・反対

共産党 「憲法改正の発議要件を緩和し一般の法律なみにしてしまうことは、立憲主義を根底から否定するものに他ならない」（「2013年参議員選挙各分野政策」より）

社民党 「憲法の硬性度を下げる96条改正は、単なる手続きの問題ではなく憲法全体の性質や意味を変え、立憲主義の本質を破壊する」（「憲法96条改正問題についての見解」より）

96 条の会⁵ 「(96 条改正により) 今までよりも少ない人数で憲法に手をつけられるように
 するというのは、政治家の権力を不当に強めるだけである」
 (「96 条の会呼びかけ文」より)

日本弁護士連合会 「96 条改正により、その時々々の権力者の都合で他の条文も簡単に変更
 されるおそれがある」(「憲法改正に異議あり!!」より)
 「要件緩和により、議会の過半数を握る政権与党は立憲主義の観点から縛りをかけられているにもかかわらず、その縛りを解くために簡単に憲法改正案を発議することができる。これでは、憲法の最高法規性は大きく低下し、憲法の安定性が損なわれる」
 (「憲法第 96 条の発議要件緩和に反対する意見書」より)

図 4 憲法 96 条改正に関する各党の賛否 (朝日新聞より引用)

自民党	賛成
衆参どちらかの 3 分の 1 以上の反対で発議されない。要件を過半数に	
日本維新の会	賛成
まず96条の改正を。現状では国民に判断を仰ぐことは困難	
みんなの党	条件付き賛成
手続きの簡略化が必要だが、統治機構改革を進めないと賛同できない	
公明党	先行に慎重
硬性憲法の性格は維持を。要件の一定程度の緩和には議論の余地	
民主党	先行に反対
ハードルを下げるのみでなく、どこを変えるか中身の議論は不可欠	
共産党	反対
一般法並みにハードルを下げるのは憲法が憲法でなくなる禁止手	
生活の党	反対
多数派による改憲につながる。現状のまま維持すべきだ	

⁵ 2013 年に発足した、96 条改正に反対する団体。代表者の樋口陽一氏をはじめ、弁護士の伊藤真氏や政治学者の姜尚中氏らが発起人として名を連ねている。

2-3. 両院制

現在、日本では衆議院と参議院からなる二院制を採用している。両院制のメリットとして、一方の院の暴走を止め慎重な審議ができることや、異なる投票形式・時期で得られた民意を反映できることなどが挙げられる。また、伝統的に参議院は、衆議院のような党派の支配とは一線を画しているとされてきた（良識の府）。

しかし、近年では参議院も衆議院と同様な政党支配を受け、実質的に衆議院の採決と同様の採決を繰り返すに過ぎないことが多く、その存在意義が薄れてきたとする意見がある。そこで、憲法改正によって参議院を縮小・廃止すべきとする意見が出るようになった。

○一院制移行に関わる各主張

・賛成

日本維新の会 「参議院の廃止も視野に入れた抜本的改革・衆議院の優位性の強化」
（「維新八策」より）

みんなの党 「衆参両院を統合して一院制（定数 200）へと改め、ねじれ国会をなくす」
（「みんなの政策 2013」より）

・反対

共産党 「民主的なチェック機能として日本の二院制は積極的意義を持っている」
「同じ議案を、別の時期に異なる選挙制度で選ばれた二院で議論することで、より国民の民意を反映させることができる」
（市田忠義氏の発言より）

ダイヤモンド社 「参議院の「良識」が機能した場面は多くあった。参院が国会を止めた結果、日銀総裁後任人事問題⁶やガソリン税暫定税率問題など、もともと国会論戦の争点とならず、素通りされてきた深刻な問題点が国民の前に明らかにされたことは正当に評価されるべき」
「参議院の抱える問題を解決するためには、その改革を行うべきであって決して一院制へ移行するべきではない」
（「政局 LIVE アナリティクス」より）

⁶ 2008年、当時日銀総裁であった福井俊彦氏の後任人事の際、政府・与党が副総裁の武藤敏郎氏の昇格を提案したことに対して、野党は「財政・金融の分離」の原則から参院で否決した。これにより、日銀総裁に大蔵省（財務省）出身者が就任してきた問題が国民に広く認知されるようになった。

3. 議論点

皆さんに議論していただきたい論点は以下の通りである。

日本国憲法は改正すべきか否か？

「改正すべき」→なぜ改正が必要か？

具体的にどの部分を改正するのか？

護憲派の主張にどう対抗するか？

「改正するべきでない」→それはなぜか？

現行の憲法を維持することの必要性は何か？

改憲派の主張にどう対抗するか？

4. 参考文献・資料

小沢隆一 『ほんとうに憲法「改正」していいのか？』（2002）学習の友社

高田健 『改憲・護憲 何が問題か—徹底検証・憲法調査会』（2002）技術と人間

中曽根康弘 『憲法改正大闘論「国民憲法」はこうして創る』（2004）ビジネス社

小室直樹 『日本人のための憲法原論』第四刷（2012）集英社インターナショナル

樋口陽一 『いま、「憲法改正」をどう考えるか 「戦後日本」を「保守」することの意味』
（2013）岩波書店

自民党 憲法改正推進本部 起草委員会「日本国憲法改正草案」（2012）

(www.jimin.jp/policy/policy_topics/.../seisaku-109.pdf)

自民党 憲法改正推進本部 起草委員会「日本国憲法改正草案 Q&A 増補版」（2012）

(www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou_qa.pdf)

日本維新の会 「維新八策」（2012）

(<https://j-ishin.jp/pdf/ishinhassaku.pdf>)

みんなの党 「みんなの政策 アジェンダ 2013」（2013）

(<http://san2013.your-party.jp/agenda/>)

共産党 「2013年参議院選挙各分野政策」（2013）

(http://www.jcp.or.jp/web_policy/2013/06/-2013-20136.html)

社民党 「憲法第96条「改正」問題についての見解」（2013）

(<http://www5.sdp.or.jp/policy/policy/constitution/images/130321.PDF>)

社民党 「自民党「日本国憲法改正草案」全文批判（案）」（2013）

(<http://www5.sdp.or.jp/policy/policy/constitution/critic/img/constitution2013.pdf>)

九条の会 「九条の会アピール」（2004）

(<http://www.9-jo.jp/appeal.html>)

96 条の会 「呼びかけ文」(2013)

(<http://www.96jo.com/yobikake.html>)

日本弁護士連合会 「憲法 96 条改正に異議あり！！」(2013)

(<http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/constitution.pdf#search='%E6%97%A5%E5%BC%81%E9%80%A3+%EF%BC%99%EF%BC%96%E6%9D%A1'>)

「憲法第 96 条の発議要件緩和に反対する意見書」(2013)

(http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion_130314_2.pdf#search='%E6%97%A5%E5%BC%81%E9%80%A3+%EF%BC%99%EF%BC%96%E6%9D%A1')

ダイヤモンド社 「参議院は不要ではない！与党の一院制導入論に反対する」(2009)

(<http://diamond.jp/articles/-/4176?page=3>)

-MEMO-